

## 地域生活支援拠点等の機能を担う事業所の拡充について

## 1 地域生活支援拠点とは（資料 2-1）

地域生活支援拠点とは、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のことで、主な機能は、「相談」、「緊急時の受入れ・対応」、「体験の機会・場」、「専門的人材の確保・養成」、地域の体制づくりの5つを柱としている。

防府市では令和3年3月12日に面的整備型の地域生活支援拠点を設置した。

## 2 登録事業所（令和4年1月1日現在）

	事業所名	事業の種類	機能
1	コミュニティプレイス生きいき	短期入所	緊急時の受入れ・対応
2	はなのうら・華の浦	短期入所	緊急時の受入れ・対応
3	社会福祉法人 山家連福祉事業会 ゆめサポート相談所	特定相談支援	相談 緊急時の受入れ・対応 地域の体制づくり
4	社会福祉法人周陽福祉会 グループホームりたはうす	共同生活援助	体験の機会・場 専門的人材の確保・養成 地域の体制づくり
5	防府市障害者生活支援センター	特定相談支援 障害児相談支援	相談 緊急時の受入れ・対応 専門的人材の確保・養成 地域の体制づくり
6	防府市大平園	施設入所支援 短期入所	緊急時の受入れ・対応 体験の機会・場
7	夢かれん	共同生活援助	体験の機会・場

### 3 対象事業の追加について

地域生活支援拠点の受け入れ態勢を強化するため、対象事業を以下のとおり拡充し、登録事業所の増加を図る。

追加の対象となる事業所には登録の届出について案内を行う

変更前	変更後
特定相談・障害児相談支援 (委託相談支援事業所のみ)	特定相談・障害児相談支援 ( <u>全ての事業所</u> )
施設入所支援	施設入所支援
共同生活援助	共同生活援助
短期入所	短期入所
	(追加) 生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援A型 就労継続支援B型 居宅介護 重度訪問介護 同行援護